

# 解雇予告通知書

殿

平成 年 月 日

誠に不本意ではありますが、下記の解雇理由により、就業規則第 条第 項の規定に基づき、貴殿を平成 年 月 日付けをもって解雇致しますのでその旨を予告します。

記

解雇理由 ( )

なお、労働基準法の規定により、解雇予告手当を下記の通りお支払させていただきます。

1日当たり 円 (平均賃金)

円 × 日分 = 円

支払い方法 ( )

支払日 ( )

事業所所在地

事業所名称

事業主名

印

# 解雇予告通知書

山田 太郎 殿

平成26年9月10日

誠に不本意ではありますが、下記の解雇理由により、就業規則第60条第4項の規定に基づき、貴殿を平成26年9月30日付けをもって解雇致しますのでその旨を予告します。

## 記

解雇理由（雇い入れの際に採用条件の要素となるような経歴を詐称したため）

なお、労働基準法の規定により、解雇予告手当を下記の通りお支払させていただきます。

1日当たり 7,800円（平均賃金）

7,800円×10日分=78,000円

支払い方法（銀行振込）

支払日（平成26年9月30日）

事業所所在地	東京都八王子市架空町 4-35-12
事業所名称	株式会社 架空商事
事業主名	代表取締役 架空 太郎 ㊞